平成２３年（フ）第３０号
北海道野付郡別海町別海旭町375番地
債務者　畑本みどり
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２１４号
川崎市高津区下作延７丁目７番37号　第１清美荘202
債務者　倉町　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
川崎市高津区下作延７丁目７番37号　第１清美荘202
債務者　倉町　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
奈良県橿原市四条町241番地の１　四条市営住宅Ｃ－３
債務者　島田　小俊
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
北海道標津郡中標津町西14条北10丁目４番地
債務者　若杉真由美（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２５１号
川崎市宮前区鷺沼１丁目19番地８　鷺沼ＭＯプラザ202
債務者　中稲　隆彦
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番６―101号
債務者　岡崎　義孝
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番６―101号
債務者　岡崎美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
川崎市高津区坂戸３丁目３番１号　日商岩井溝口マンションＡ―417
債務者　柴村　瑠美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
川崎市多摩区菅北浦２丁目８番１号　広田コーポ208
債務者　冷川　泰正
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町高層アパート９―513、前住所川崎市川崎区中島３丁目２番８号　ハイツセルバ102
債務者　坂本　信子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
愛知県豊橋市向山東町40番地14　２Ａ
債務者　高橋　利明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１５号
愛知県豊橋市西幸町字浜池261番地の２
債務者　大林　一博
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１８号
愛知県豊川市東名町２丁目５番地　エルディム豊Ｂ棟202号
債務者　中島　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２８号
愛知県豊橋市松井町字松井117番地
債務者　河合　美和
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部